

令和7年度 佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務仕様書

1 委託名

令和7年度 佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務

2 目的

本業務は、「佐久市立国保浅間総合病院経営強化プラン」（以下、「当プラン」という。）に基づいた地域医療提供体制の構築及び佐久市立国保浅間総合病院（以下、「当院」という。）の経営、運営状況の改善を支援するものであり、併せてこの実現にむけて、当院職員（事務職に限らず医療職も含め）への病院経営に係る意識の浸透にむけた支援ならびに高度なDPCデータ分析等を活用した具体的な分析資料や経営改善提案及び実行支援を求めるものである。

なお、令和7年度には、当プランに基づき、当院の病床数を238床から199床に削減を予定し、更なる経営、運営状況の効率化を目指しているところである。

3 履行期間

契約日（令和7年4月1日予定）から令和8年3月31日までの期間

4 業務内容

当院の経営アドバイザーとして、コンサルタント実績を有する社員を派遣し、経営実績や診療実績等を踏まえ、経営、運営状況の分析、評価を行い、当院の経営戦略や経営計画の立案を支援するとともに、自ら経営改善の取組みを推進する。

業務の履行に当たっては、調査・分析・提言に留まらず、会議への出席、資料作成等を通じて、当院職員と協働しつつ、経営改善に向けた調整及び折衝を行う。

(1) 経営分析の実施及び説明対応

- ア 月次稼働状況の分析及び当院内会議等における説明
- イ DPCデータ、レセプトデータ等を活用した経営分析、外部環境・内部環境分析
- ウ 公開データ等を活用した他病院とのベンチマーク分析
- エ その他病院経営に係る調査・分析

(2) 経営改善の推進

- ア 当院幹部・現場へのヒアリングを通じた経営・運営上の課題整理
- イ 患者数増加に向けた取組み（地域連携に関する現状把握、集患対策、地域包括ケア病棟の活用など）
- ウ 単価向上に向けた取組み（加算・管理料等の算定強化、DPC係数対策、主要診療科のクリニカルパスの見直しなど）
- エ 生産性向上・コスト削減に向けた取組み（職種別生産性ベンチマーク、業務の標準化・効率化など）
- オ 上記実施に係る資料作成及び当院内での説明の実施
- カ 自らによる調整、折衝を経た具体的経営改善の実施
- キ その他、経営改善に必要なデータ分析、提案及び実行支援

(3) 地域の関係機関（医療機関、介護保険施設）等との連携強化の支援

- ア 当院組織内（主に地域連携部門（医療相談、連携））の業務改善
- イ 地域の関係機関に対する訪問営業等の実施の支援

(4) 当院広報戦略の立案及び広報活動支援

- ア 広報計画の作成及び広報活動への支援

(5) その他

- ア 業務ごとに当院職員と協議のうえ優先順位を決定し、当院職員と協働しつつ、自ら改善等の活動を実行するとともに、当院職員の取組みへの支援を行う。

イ 業務を進めるにあたっては、より効率的かつ効果的と考えられる方法を提案し、当院の承諾を得て実行する。ただし、当院が変更を求めた場合は、業務の進め方を変更するものとする。

ウ 必要に応じて、業務の目的に資する会議、委員会等への参画と改善提案を実施する
エ 知識や業務の進め方等について、将来的に当院職員自らが経営改善や地域連携の取組みを推進できるように助言、支援、仕組みの構築等を行う。

オ 厚生労働省等の関係機関から発出される病院運営や診療報酬などの必要な情報については、当院と共有を図ること。

カ 本業務を適正かつ円滑に進めるため、当院への訪問は、年間24回以上とし、必要に応じweb会議を随時行う。

5 経費負担

本業務の実施に当たり必要となる経費は受託者の負担とするが、広報物作成の印刷に係る経費は当院において負担する。

6 実施体制

(1) この業務を円滑に遂行するに当たり必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な作業実施計画書を作成し、当院の承認を得ること。

(2) 受託者は、本業務を指揮する管理者を配置すること。また、管理者はやむを得ない場合を除いて変更しないこと。なお、受託者は、契約締結後速やかに、管理者の氏名等を当院に通知すること。

(3) 令和7年9月までの支援業務の実績について当院職員が確認し、10月以降の業務内容及び業務支援体制について確認を行う。

(4) 本業務に従事する者は、厚生労働省等が一般に提供する過年度データのみならず、経営改善支援ツール等を活用し、リアルタイムデータによる他病院とのベンチマークに基づく経営改善の手法及びそれに伴う資料作成等の提案を行うこと。

また、経営改善支援ツールは、当院職員も閲覧、集計等出来るツールであること。

7 業務に必要な書類等

(1) 業務実施に伴い作成した資料等の成果物については、作成次第その都度、書面で提出するものとする。また、書面作成の基となったデータの提出も行うこと。

(Microsoft社のExcelまたはWord若しくはPowerPointにて提出)

(2) 業務完了時には、業務完了報告書並びに(1)で作成したデータを一式提出する。

8 情報データ等の取扱い

(1) 情報データ等の取扱いにあたっては、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報を取り扱う場合には、「佐久市個人情報保護条例」及び「佐久市個人情報保護条例施行規則」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 当院から交付する情報及びデータ並びに本業務の遂行上知り得た情報及びデータは、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件とし、受託者は情報及びデータが第三者に漏えいしないよう、自己が秘密として管理する情報及びデータと同等の注意をもってこれを取扱い、情報及びデータを本業務の目的以外の目的で利用、複製又は複製しないものとする。

(4) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、当院に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、当院の承諾を必要とする。

- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む。）を、他に漏らしてはならない。また、委託契約終了後も同様とする。
- (6) コンプライアンス（法令遵守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取組みを徹底すること。

9 その他

業務の履行に当たり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定する。